

日整と都道府県会長との意見交換

全国を7地区に分けてオンライン

新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年度は日整のあらゆる事業が中止または延期を余儀なくされた。この間、日整は会員に向けて様々な支援活動を実施してきたが、都道府県社団の実情をより明確に把握するため、全国を7地区に分けオンライン会議ツール「Zoom」を利用して意見交換を行った。工藤会長と三橋総務部長が日本柔整会館に毎回出向き、各地区から日整へ事前に寄せられた質問への回答を中心に会議はスムーズに進行した。昨年11月12日の北信越地区との会議から始まり、本年1月28日の九州地区をもって全て終了した。その主な意見や質問への回答が会員の共通認識となるよう、簡条書き形式を用いて分かりやすく掲載した。現在、47都道府県社団にオンライン会議の整備が整い、今回、問題なく通信できることが確認できた。そこで3月に開催予定の全国会長会もオンライン上での実施を予定している。

工藤会長と三橋総務部長が対応

質問への回答を中心に進行

日整

トピック

発行
公益社団法人
日本柔道整復師会
発行人 工藤鉄男
編集人 富永敬二

オンライン会議実施地区

2020年

- 11月12日 北信越
- 11月27日 中国
- 12月11日 四国+山口県
- 12月21日 北海道、東北
- 12月25日 東海、近畿、大阪

2021年

- 1月27日 関東、東京
- 1月28日 九州

進む業界改革と期待

2面	<電子請求移行への進捗状況> <マイナンバーカードによるオンライン資格確認について>
3面	<健保連が主張する受領委任払いから償還払いへの移行について> <労災保険特別加入制度に柔道整復師が新たに加入認定される>
4面	<個人契約サポートセンター>
5面	<広告検討会でのガイドライン案>
6面	<保険者等からの不適切な調査事例への対応>

＜電子請求移行への進捗状況＞

モデル事業、実施に向け進行中

☆平成28年11月の柔道整復療養費検討専門委員会（以下、検討専門委員会）において「オンライン請求に向けたモデル事業を平成29年度中に実施する」と示される。

☆モデル事業を東京都国保連合会と（公社）東京都柔道整復師会との間で開始することで厚生労働省、保険者そして日整も加わり意見交換を重ね、また内閣府にも足を運び折衝を続けてきたが、健保連の反対に加えてモデル事業を進めるうえで予算の問題もあり、なかなか進まない状況が続く。

☆昨年10月28日開催、自民党厚労関係団体予算要望に「柔整オンライン請求モデル事業実施への支援」を加えて発言する。

☆菅政権となりデジタル化推進により内閣府、総務省から柔道整復の電子化はこうなっていると、厚労省が急がされることとなる。

☆厚労省よりあらためて、日整が当初より掲げる進め方、問題点の解決方法を説明してほしいと要望。現在、意見交換を進めている。

☆今まで後ろ向きだった厚労省がやっとオンライン請求モデル事業に前向きとなっており、早期実施に向けて進行中。

＜マイナンバーカードによるオンライン資格確認について＞

国は令和5年3月までに完全普及を目指している

☆令和3年3月から医療機関や薬局等でマイナンバーカードでの健康保険証の資格確認が実施される。

☆当面は現状の保険証と同時平行となる予定。

☆柔道整復師の施術所はオンライン整備がなく、今後は資格確認を行うためのシステム構築が必要。

☆令和2年4月より何度も厚労省の担当課長と実施に向けた検討を重ねている。

☆柔道整復師の施術所では医療機関同様の顔認証によるカードリーダーは必要なく、4桁の暗証番号を入れるだけの安価なカードリーダーで充分。

☆10月28日の自民党厚労関係団体予算要望にもシステム構築とカードリーダーの財源確保を要望。

☆国は令和5年3月までにシステムの完全普及に加えて総務省が保険証の早期廃止を厚労省に要求しているが、田村厚労大臣は訪問看護と柔道整復、あはきの実施も時間をかけて平行して検討する、としている。

＜健保連が主張する受領委任払いから償還払いへの移行について＞

工藤会長から田村厚労大臣へ堅持を求める緊急要望

- ☆令和2年4月の検討専門委員会において、健保連代表委員より「個人の請求団体」に対して適正化指導をしても従わない状況があることから、健保連加盟の一部の保険組合が「償還払い」に移行したいといっている発言。
- ☆8月、9月と厚労、日整、健保連の三者会談では、日整は不正請求の根絶に向けて制度改革や教育改革を提案し進めている、健保組合が支給申請書の疑義返戻を請求団体に送る、「民法上の復委任」を保険者、厚労が黙認している事実、これが一番の問題と強く主張した。
- ☆国民のための制度「受領委任払い」を一部の保険組合の意向で84年続いた歴史を覆すことに断固として反対し健保連に伝える。
- ☆厚労関係団体予算要望にも「請求団体が民法上の復委任」と主張し柔道整復師に代わって療養費の振込みを受ける在り方を、国と保険者が見直すこと、「国民の為の受領委任払い制度の堅持」を盛り込み、出席議員に強く訴えた。
- ☆11月9日には直接工藤会長より田村厚生労働大臣に日整からの要望書を説明のうえ手渡した。
- ☆健保連議連の三役議員にも詳細に説明し、ご助言いただけるようお願いした。
- ☆年末より下村自民党政調会長にも直接要望を行い、1月7日には自民党本部にて政調会長、厚労省と日整三役で協議会を行い、「復委任廃止」について、今後、対応案を厚労と日整で検討し進めることで合意。

＜労災保険特別加入制度に柔道整復師が新たに加入認定される＞

令和3年4月から受付

- ☆今まで建設業など一人親方労働者に加入が認められていた「労災保険特別加入制度」に、日整より要望書を厚生労働省労災補償課に提出させていただき、二度にわたる有識者で構成される労働政策審議会労働保険部会にて公開ヒアリングの結果、認定を受ける。
- ☆今回は（公社）日本柔道整復師会、アニメーション連盟、日本俳優連盟が認定される。
- ☆これは従業員を持たない柔道整復師が労災加入できる制度。
- ☆全国に拡がるコロナ禍において、感染対策を充分に行う中で濃厚接触の危険にさらされる状況で安心して業務が継続できるよう強く主張し、認定を求めたものであり、万一感染した際の治療費や収入の補償も含めた加入である。
- ☆本年4月省令改正が行われ、今後は日整事務局が全国の受け付け窓口となる。

<個人契約サポートセンター>

会員増を図る

- ☆令和2年4月に開催された検討専門委員会において「復委任」「償還払い」という発言が日整、保険者より同時にあがり、請求団体の存続に不信感、個人契約者、グループ接骨院から、日整に多数問い合わせが来る。
- ☆会員数の拡大をめざし、昨年の理事会で承認され、政策部と総務部で「個人契約サポートセンター」を立ち上げ情報収集と活動をスタート。
- ☆必ず新規開業者が検索するウェブサイト「レセナビドットコム」に協力を要請し、（公社）日本柔道整復師会として窓口を新設、サイトのトップページに「公益社団」として資料請求や入会相談を受け付ける。
- ☆（公社）東京都柔道整復師会は、5月から12月までにグループ接骨院、個人契約柔整師の入会促進を行い、約50名が入会している。
- ☆10月、個人契約柔整師4,000名にアンケート調査「日整の存在すら全く知らない」「未だに古い体質のままの組織」というような回答があったのを受けて、11月12日に日整会館にグループ接骨院の経営者20名を集め意見交換会を開催する。
- ☆今年も会員拡大に向け引き続き意見交換会を開催、そして新たに開業セミナーを開催する予定。
- ☆養成校の企業説明会を主催する企業とも連携し、卒業予定の学生にも「公益社団」を意識付けられるよう啓発をしていくことも予定。
- ☆日整正会員以外に、勤務柔道整復師会員や学生会員など会員枠を拡げて数の拡大についても検討する。

ニュース

保険請求代行会社の倒産

★令和2年9月末に請求団体「あさひ接骨師会（三重）」代表の7億円使い込みが発覚、姉妹会社のホープ接骨会に会員を移し存続を図っていたが、1月25日に20億の負債で倒産が決定的となった。既に東京では「あさひ接骨師会」より12月に入会している。昨年9月より大阪社団でも社団への入会案内を送り、取り込みを図っているとの報告を受けている。1月末に日整、東京社団も入会希望や入会の相談、保険の相談など多数来ている。今後、関東・東京・大阪を中心に全国500名のホープ接骨師会の柔道整復師、あるいは他の請求団体等の個人契約柔整師が都道府県の公益社団にも入会してくることが予想される。

（お）（願）（い）

個人契約者を温かく迎えましょう！

日整窓口からの入会希望者については、随時各都道府県社団に連絡いたします

☆入会の際に「元個人契約者」を差別をせず「同じ新入会員」として温かく迎えていただけるよう、支部役員にまで徹底していただきたく、切にお願いいたします。

<広告検討会でのガイドライン案>

日整からの提案

- ☆「整骨院」の非表記については臨床整形が、あえて日医を通じて主張。
- ☆日医と日整は連携協議の上、**無資格者の対策なければ何もなし**（あはき側も同調）。
- ☆「整骨院」の届け出を現在まで認めているのは行政であり裁判も視野に（保健所・厚生局）。
- ☆無資格者の業務ならびに広告は、あはき法、柔整師法、景品表示法等広告関連法令に抵触する（医師法も加えて規制）。
- ☆医師法、医療法同様に「法改正」を行いウェブサイトを広告として規制を行う。

第8回広告検討会 令和元年11月14日

医業類似行為者広告ガイドライン作成に向けた議論

- ☆診が含まれる表記は×
- ☆保険取扱い、交通事故×
- ☆出張、往療可能、駐車場有無、国家資格免許保有○
- ☆接骨院での整体・カイロ・リラクゼーションの表記は×
- ☆「整骨院」の名称の是非。
- ☆ウェブサイトについては誘因性、認知性のいずれの要件も満たす場合は広告として取り扱う。
- ☆国家資格外行為（非医業類似行為）者に関する広告にガイドラインを作成（無資格者）。

医療機関ネットパトロール 通報フォーム

下記のフォームに記入してください。URLが複数ある場合は、「サイト中の気になる表示とその理由」欄に入力してください。「医療機関名」が不明の場合は空欄で送付してください。

医療機関名(または店名・ウェブサイト名) **必須**

上記機関の所在地 **必須**

※その他・不明の場合は、最下部の「その他・不明」を選択してください。

カテゴリー・ジャンル等 **必須**

- ☒ 医療機関 ☐ 整骨院・整体・鍼灸等 ☐ 健康食品・サプリメント等 ☐ 口コミサイト・ランキングサイト・まとめサイト等
☐ ブログ・SNS ☐ その他

トップページのURL **必須**

特に気になるページのURL

サイト中の気になる表示とその理由(最大400文字) **必須**

< 保険者等からの不適切な調査事例への対応 >

不適切な被保険者等への照会の連絡票

保険者名	☐ 協会けんぽ (支部) ☐ 健康保険組合 (組合) ☐ 国民健康保険 () ☐ 後期高齢者医療広域連合 ()
被保険者等への照会 実施者(委託業者)名	
具体的な内容	

※被保険者等への照会票の添付をお願いいたします。

連絡者の氏名 施術所名 住所 連絡先	
-----------------------------	--

【相談窓口】

厚生労働省 保険局医療課内 柔道整復療養費被保険者等への照会担当

E-mail : juseisyoukai@mhlw.go.jp

FAX : 03-3508-2746